



○鹽川安左衛門傳
家譜に云ふ。元祖安左衛門、慶長十九年微妙公召抱えられ、家祿七百石賜はり、使番を命ぜらる。二代安左衛門萬治三年に家督を繼ぎ、小松町奉行を勤めけり。二子あり。長男平八父遺領の内五百石賜はり、安左衛門と改稱し、次男傳兵衛へ二百石配分し賜はり、兩家と成る。とあり。按ずるに、吾が藩士と成りしは、慶長十九年前ならんか。慶長十七・八年の士帳に、馬廻ウマヅク七百石鹽川孫助。と見ゆ、元和元二年の士帳に、御使衆七百石鹽川孫助。とし、寛永四年の士帳にも、同様に載せたり。されば利常卿の召抱えられしは、慶長十七・八年にて、初は孫助と稱せしを、寛永四年以後安左衛門と改稱せしにや。寛永十九年の小松士帳に、七百石鹽川安左衛門大領。とあり。されば利常卿小松へ養老し給ふ時被召連、小松の近邊大領野にて邸地を賜はりしかど、萬治元年薨去後小松附の諸士金澤へ立戻りける時、居邸を鹽川町の地にて賜はり、夫れより子孫世々連綿して、此の地に居住せしかど、明治廢藩置縣の際退去すといへり。小松附士帳に、百七十石鹽川忠右衛門。といふも見ゆ。元祖安左衛門

の長男二代安左衛門ならんか。

○相撲町

或は御相撲町とも呼べり。年譜に、享保十八年四月廿六日犀川川除町より出火、相撲町等焼失。とあり。舊傳に云ふ。中納言利常卿の時御相撲の者として力士を多く召抱えられ、居邸を此の地にて賜はりたり。故に御相撲町と呼べりと。繼尾記にも御相撲町はいにしへ御抱相撲の居邸也。といへり。

○相撲者事略

抑、相撲の盛衰は、日本紀に、垂仁天皇七年秋七月己巳朔乙亥、左右奏言。當麻邑有勇悍士。曰當麻蹶速。其爲人也。強力。以能毀角申鉤。恒語衆中曰。求之豈有比我力者乎。何遇強力人者。而不期死生。頓得爭力焉。天皇聞之。詔群卿曰。朕聞。當麻蹶速者天下之力士也。若有比此人耶。一臣進言。臣聞。出雲國有勇士。曰野見宿禰。試召是人欲當于蹶速。即日召野見宿禰。自出雲至。則當麻蹶速與野見宿禰令相力。二人相對立。各舉足相蹶。則蹶折當麻蹶速之脇骨。亦蹶折其腰。而殺之。故奪蹶速之地。悉賜野見宿禰。是以其邑有腰折田之緣也。とあり。是相撲の起原なりとい

へり。按ずるに、文明六年六月十一日の古文書に、渡波申永代名主職之事。合登段者字腰折田。在山城國紀伊郡飛鳥里卅二坪云々。と見ゆれば、彼の野見宿禰へ賜はりたる腰折田と同地ならんか。さて夫れより朝廷に相撲節とて、毎歲七月諸國の力士を召して觀覽ある恒例とは成りたり。

江家次第相撲節會の條に、先二・三月比。大將以下於陣座一定相撲使事。關白・大將・隨身・陣官・賭弓・矢數者等爲使。遣諸國七道。召相撲人也。と見ゆ、公事根源にも、是は諸國の供御人を召あつめて、七月に相撲の節といひて、天子の御覽する事也。とあり。續日本後紀に、天長十年五月丁酉勅。相撲之節非管娛樂。簡陳武力最在此中。宜令越前・加賀・能登・佐渡云々等國搜求臂力人貢進。とありて、武力の人を擧げし給ふ趣旨なりしかど、中古より中絶せしを、高倉天皇の御世に再興せられたりけん。百練抄に、承安四年七月廿二日。於院御覽相撲。廿七日相撲節。大内保元三年以後絶不被行也。と見ゆ、古今著聞集に、昔は禁中にて相撲の節を行はれ、諸國に強力の者を尋ね召されけり。安元より以來絶えて其名のみ聞ゆ、をしき事也。と見ゆれば、